

漫録

◎堀田副會長を懷ふ

幹事 田中好



はしがき

人生自古誰無死とは常に心に期し口にして居る所である、併しながら人生の萬事を爲し遂げての後ならば此當然に憂はなければならぬ死も亦餘り悲しむに足らない否な死を樂しむべきであるが、尙爲すべき多くを有し又夫れを社

會から期待され義が附けられた人が、其の天命を果たさずして物故する程人生の痛恨事は無いと同時に社會の大なる不幸である。我が副會長堀田貢氏の卒去こそ實に吾人をして此愁に泣かしむるのである。

氏が喜左衛門氏の二男として福島縣安積郡河内村に呱呱の聲を擧げたのは明治九年正月二十八日であつた嚴父喜左衛門氏は明治の初年政府が各藩の士卒を使役して施設したと言ふ、名も高い安積疏水事業の功勞者であつて、現に福島縣に於ける政友會の元老である、嚴父の擧げしもの五子長兄喜三太氏は郷里に在つて河内村長の職に就き村治の進展に盡し、令弟鼎氏は和歌山縣内務部長の職に在つて兄貢氏に追從せむとする慨がある。令妹は他嫁の人であるが男子何れも公的事業に盡瘁して居るのは全く嚴父の性格に負ふ所である、兄弟の間柄至つて緊密であつて貢鼎の兩氏が帝國大學を出たのも畢竟兄喜三太氏の弟思ひの愛情に負ふと言ふ、兄は父の資産を相續するのであつて夫れで満足すべきであるが、弟達は腕一本で起たなければならぬ夫れに附けては學問の必要がある、之を爲さしむるのが、兄の義務であると言つた調子で、父に勸告し二氏を最高學府に學ばしめたと言ふ、此美はしき長兄の心根は貢、鼎兩氏を感奮せしめ兄の徳望を敬ひ信頼したものである、貢氏は常に

我等に此消息を漏らし嚴父の事は在郷長兄の孝養に信頼するから僕は假令父と所在を異にして居ても何等懸念する所はない、唯だ思ふだけ奮闘して國家社會に奉仕すれば夫れで人生の任務を盡すのであると言つて居られたが、親を思ひ長兄を信頼する頗る厚いものがあつた、弟鼎君も亦兄思ひで茨木縣内務部長の職に在るとき、貢氏の病狀に懸念して日夜治療に付考慮したことは當時氏の長官であつた次田現土木局長等をして感心せしめて居る、此兄弟慈敬の念に厚いことは郷關人士の羨望の的と爲つて居る。

此長兄を有する氏は慈しみの裡に小學から中學と常に首位を占めて神童と噂された、明治三十七年東京帝國大學法律科卒業のときも今の二上樞密院書記官長等と首位を争つたものである、學を卒へ官を志し官吏兄習の爲に通信屬として二上氏と共に遞信省に奉職したが、遞信事業の範圍は狭少であつて吾々が活動するには餘りに天地が狭い、寧ろ去つて内務畑に行き將來の大を圖らうでは無いかと蔭に二上氏に相談したそうであるが、其の返事を與へない裡に辭

表を提出し、居ること五ヶ月にして遞信省を去つた、友人等は其の大膽な振舞に驚いたが退官後一週間で内務屬と爲り其の初志を達した、今から聞けば水野鍊太郎氏の斡旋であつたと言ふことである、之を觀ても氏が徒に輕舉盲動しないことの一端を窺ふことが出来る。

二

見習期間は一年であつたが得意の法律論を振り廻してなかなか人の言ふことを聞かない、よく上官と議論を闘はしたものであつて、到底今の見習法學士の比でなかつた、明治三十八年十一月千葉縣事務官と爲つたのが始まりで神奈川縣茨城縣と地方行政の實務に方つたが、地方に於ける執務振りも至つて好評を博し氏の如きものをして永らく地方に止まらしむることを許さない、明治四十三年七月内務書記官と爲つて平田東助伯内相の下に大臣官房文書課長の職に就いたのであるが、平田内相は例の消極的一點張で各省間權限爭奪戰の行はるゝ毎に常に内務省は他省に權限を奪

はれるので文書課長たる氏は随分苦心したものであつた、内閣は交迭したが原敬、大浦兼武内相の下に依然文書課長として手腕を振つた、同四十四年五月内務省參事官に轉じ大正二年山本内閣成立し原敬、内相と爲るに及んで其の年六月參事官兼内務大臣秘書官と爲り、形式上は兼任秘書官であるが事實上の原敬秘書官として又文書課長として活躍した、實際内務省の執務は大臣の裁決を受くべき事務の總てに付文書課長の閱了を受けなければならず、省内は勿論地方廳に於ける人事の一切は秘書官の司る所であつて、文書課長を兼ねる秘書官は言はゞ小大臣格である、時に局長等より不服を唱へられ秘書官の兼任廢止の聲がある所以である、氏も亦原敬氏の指揮を受けて随分活動したが、大正三年大隈内閣組織され四年一月内務書記官兼内務省參事官と爲つて秘書官を解かれたのであつたが、更に七月京都府内務部長に轉任した、此時は氏自身も意外の沙汰であると驚かれたであらうが世評は區々であつて、當時氏の友人間には省内切つての敏腕家塩田が既に高等官三等の地位を占め

て居るのに、片田舎である京都の内務部長に放り出すとは何事であると憤慨するものと、イヤ十一月には紫宸殿に於

て今上陛下の御即位の大典を挙げさせられるので之に伴

ひ府の爲すべき事務が重要であるのと繁忙を極むるので特

に氏を派遣したのであつて憤慨するに及ばないと言ふもの

との二説があつた、今も尙疑問であるが大隈内閣の人事行

政は随分露骨に黨勢氣分を表はしたものが多かつた、或は

憤慨論者の言ふところがあつてゐたかも知れない、若し

然りとすれば吾人は世の所謂政治家が餘りに感情に捉はれ

て皮想の見地の下に無色の事務官を政治圏内に入れて色附

けすることを攻撃せずには居られない、夫れも陣笠位の政

治家なら兎も角、内閣と運命を共にする地位を占むる所謂

組閣の幹部に當る政治家に於て此事あるは定に痛嘆に堪へ

ない所である、若し此の如き皮想の見地に基礎して内閣の

交迭すゞ毎に人事を決定するならば誰も事務に専心する者

が無いことゝ爲つて國政の前途を悲觀せずには居られな

い、堀田氏も原敬内相の下に祕書官文書課長として活躍し

たことに禍されたものとせば、吾人は地下の堀田氏と共に無定見な政治家を憐むのである。

三

轉任の理由がドトであらうと頓着なしに赴任し、時の府尹大森鐘一氏の片腕と爲つて彼の御大典に於ける重用任務を無事に執行したことは世の推賞して措かなかつた所である、京都に旅する者が京に相應しい事業として賞讃の辭を呈する彼の上嶋の京都府立植物園こそ、氏が當時の長官今の大森皇后宮大夫と共に勞苦を共にして造り上げ、京都に残した大紀を事業である、告別式の日大森氏が泉岳寺に其の老軀を運び最後の別れを告げたときはさぞ感慨無量であつたであらう。

大隈内閣の執行した第二次地方長官の交迭に依つて府尹は憲政系の色彩最も濃かな木内重四郎氏に變つた、木内氏は人も知る唯我獨尊的態度で、府の行政を切り廻したので、堀田氏も其の女房役として随分建言し議論もしたそう

であつたが、餘り容れられないので眞摯な府政の事務官として餘り高等政策的の事柄に關しては關係しなかつた、此間に於て行はれたのは例の豚箱事件の續論問題である、職權を以てするやら黃白を散して府會議員の買収が行はれたのであつたが、氏が主謀者の女房役の地位を占めながら之に關係しなかつたのは内務部長たる地位を辨へ其の政策の結果を達觀した聰明に依るのである、後日事件の審判に方り裁判官が氏に當時の府會議員が探つた行動やら之に對する木内知事の對策等に就いて質問したとき、氏は微々たる府會議員の如き者の行動は眼中になかつた、唯だ自分は事務官として府の行政事務に就てのみ知事を補佐したゞけであると答辯し、裁判官をして此知事の下に幹部の地位を占めながら合理的に活動した氏の心事の高潔を賞讃したと言ふことである、京都に居る一年餘にして歐米各國に出張を命ぜられ在外中の六年十二月内務書記官兼内務監察官に任ぜられて再び内務本省に戻つて來た。

四

漫 錄

此頃の内務省は大臣に後藤新平氏次官には水野鍊太郎氏を頂き隨分多數の秀才が集まつたが、水野氏大臣と爲り土木局長であつた小橋一太氏が次官に昇格するに及んで、他の多數の先輩を凌ぎ小橋氏の後を逐ふて土木局長と爲つたのは歸朝後五ヶ月を出ない七年四月であつた、土木局は他の局課と異り高位高級の技術官が多數集合して居るので之を統轄して行くことは竝大抵のことでは無い、夫れと言つて技術官の言ふ所のみを探れば事務官が承知しない、事務官の言にのみ聞けば技術官が一團と爲つて相反抗する恐がある、當時は堀田氏とは親と子程歳の異ふ沖野氏が技監の地位を占め、世上内務行政のチャーソリチャーとの評ある池田宏氏が河港課長兼直轄工事課長として殆んど局内部の信望を擔つて居る折で、氏が局長として活動するに最も緊張したときであつたであらう。

五

八三

氏が土木局長の任に就き第一に着眼したのは道路行政の改革であつた、蓋し歐米を視察して彼我の徑庭最も甚しきものは道路であると感じたからであらう、道路法制の現状を聞き政府の道路法案が明治二十一年以來企てられては成らず三十年來の懸案として残されてあることを知るに至つて氏の心裡を動かし、何でも此懸案を解決せなければ土木局を去らないとまで覺悟を決めしめたが、頑として逋信省が同意しないので日夜之が解決に奔走し遂に一種の妥協案を得て漸く大正七年の第四十一議會に提出するまでに漕ぎつけたのであつた、議會に於ても三十年來の懸案であるから重大問題視せられ委員會に於ける質問は随分八ヶ間敷かつた、政府委員としての氏は初舞臺なので關係をして心配せしめたが、委員會に於ける答辯は殆ど氏一人で引き受け其の應答の鮮なことは老人達に對し意外の感を與へ青年官吏の爲に萬丈の氣焰を擧げたのである、法案通過後其の實施に至る大正九年四月一日迄の間に於ては附屬法令の制定と道路政策確立の爲に氏の統轄する土木局は宛然戰爭狀

態であつた、氏は衆智を集めて論議することは極めて必要であつて、事業其のものを實行する上に於て非常に便宜であると言ふ考から、道路會議設置の議を主張し各省次官や貴衆兩院議員其の他學者等を以て構成する道路會議を設け道路政策の確立を爲し遂げたのである、氏の意見を採出し氏をして思ふ存分活躍せしめたことは時の大臣床次氏や次官の小橋氏が人を信ずる雅量のあることにも感謝せなければならぬ、併しながら其の信を得るだけの實行力を持つて居る氏の信念は實に羨望に値すべきものがある、其の委員會に於て各省の次官や局長を向ふに廻し論戰數時間に互つて自説の維持に力めたことは普通人の爲し能はざる所であつて、氏が所謂負けぬ氣の強かつたことを窺ふことが出来る、此鼻柱の強い氏は論戰はするものゝ會議場の空氣を洞察することに細心の注意を拂ひ、表面我を折つたものゝ如く見らるゝが、其の實は會議の空氣を利用して、いつの間にか自説採用の結果に到達せしめて居る如きは氏一流の手腕である。

道路法制を完備した以上は其の實を擧げなければならぬと言ふので、遂に道路會議の議決を基礎として國費二億八千二百八十萬圓を投じ全國道路の改良を計畫し、道路公債法を樹立することに力めたが、大藏當局が容易に承諾しないので立法の基礎が大藏次官やら主税主計兩局長の參加した道路會議の決定に依るものであることを説いて、遂に其の法案に同意せしめた、今日政府豫算に道路改良費が計上さるゝに至つたのは全く氏奮闘の効果であると言ふも過言では無い。

六

道路法は制定されたが道路を占用して敷設する軌道に關する法制は道路法の特別法として取扱はれたのであつた、然るに軌道法は古く明治二十三年に制定されたものであつて新道路法との權衡を保つことが出來ないのみならず、軌道に關する權義は一片の命令書に依つて規律され批難の的と爲つて居たので、道路を占用する軌道に對する政策を如

何にすべきかと言ふ問題を道路會議に諮問し、當時の鐵道院監督局長であつた佐竹三吾氏等を臨時委員に煩はして大に論議されたものである、蓋し軌道に關する主務大臣は昔は内務大臣であつたが、平田伯内相時代に後藤遞相のために遞信省との共同主管に移され、夫れが轉々して鐵道院總裁との共同主管と爲つて居て、此法規に手を觸るゝことは明治四十三年頃の議論を繰返すことゝ爲るので誰も手を附けなかつたのであつたが、氏は道路會議の議決を以て之が改正の動機を與へ遂に軌道法を制定する迄に漕ぎ附けられ頑固な鐵道院の連中も氏の爲に先鞭をうたれたのである。

七

土木局長在職中の成績は、獨り道路にのみ止まらなかつた、河川港灣の方面にも亦多大の成績を觀るのである、治水の要否は直接に國民の眼前に提供さるゝので、此問題は道路問題よりは深刻に要求せらるゝのであるが、我國に於ける其の計畫は明治四十三年臨時治水調査會に於て第一期

河川二十と第二期河川四十五を選択して第一期計畫のみを實行することと爲つて居たのである、然るに第一期河川に漏れた河川改良の要求が毎年の議會に於て論議され、何とかして之に對する政府の方針を樹立せなければならぬ、しかも之を如何に決定するかは政黨の關係が附加されて政治上の問題とせらるゝので容易に手を附けなかつたのであつたが、之を打捨て置けば年一年と水が民力を疾弊せしむるので政治的に如何様の批難を受けても公平な治水策を樹立するのは自分の役目であると言つて、遂に大正十年第二臨時治水調査會を設くる意見を提出し、大臣を説いて之を設立し將來國に於て改修工事を施行すべき治水の根本的計畫の樹立に力めたのである。其の會に於ては明治四十三年に決定された第二期河川四十五を五十七に増加し、此河川は第一期河川工事の終了を俟つこと無く之と雁行して施行すべきことを期し、更に國庫補助の河川工事は政府に於て施行すべきことを議決した、併しながら其の議決は財政上の都合に依つて實現することが出来なかつたが、しかし之に

關しては氏が大正十一年十一月内務次官と爲つて再び内務本省に歸るや、其議決の實現を期するが爲に奔走して遂に大正十二年度豫算に紀ノ川、筑後川、天龍川、信濃川上流、千代川及青田川の六河川を國に於て改修する豫算を成立せしめたのであつた、六川沿岸の住民は氏の此勞苦について多大の感謝を拂はなければならぬ、更に其の會の議決した補助工事直接施行の問題も解決し、千曲、多摩、阿賀、阿武隈、大田、園山及江合鳴瀬の八川も國に於て施行する豫算を通過せしめ、土木局長時代の所信を次官と爲つて斷されたのである、之を觀ても氏が一旦決意したことは萬難を排しても尙之を遂行せずば已まざるの慨を持するを知ることが出来る。

從來の河川行政が常に水より生ずる危害防止の事に専らなるを慨し、水の利用政策を考慮せなければ眞に河川行政の實を擧げることが出来ないと云ふので之が第一着手として發常用に供する水の利用に付統一的政策の樹立に盡されたが、氏を永く土木局長の職に止ることを許さなかつたの

は河川行政上此上もなき遺憾事である。

八

港灣行政に付ても亦多大の成績を遺された、從來は各省に關係を有する港灣の工事は各省獨立に施行し、同一の技術官を配置するやら同一の機械を各省が購入する等不經濟な遣り方であつたのを統一し、工事は總て内務省に於て施行することに改め紋上の缺陷を矯正され、神戸横濱の國港に於ける第二次擴張計畫を樹立された外門司築港の新事業を起し、長崎下關名古屋清水港等の改築に就ては國庫補助の特典を與へ港灣の改築に力むる等、我國海外貿易の進展に資し地方産業の開發に多大の効果を與へられたのは地方民が常に氏に感謝して居る所である、更に公有水面の利用殊に其の埋立に關して紛擾常に絶へず民力の發展を阻害することに鑑み、公有水面埋立法を制定することに盡されたことは世に定評の存する所である。

土木局長として氏の執行された事績は尙之を以て盡さない、氏が此の如き偉績を遺したのは當時氏の上官たりし大

臣の效勞に歸するかも知れないが、實際局に當つた者が之を發案し實行に導かなければ出来ない仕業であつて、以上の成績も氏に歸せしむべく歸するのが當然である、人或は氏の局長時代は積極政策を採る政友會内閣のときで、言はゞ氏は幸運兒であつたと言ふ者がある、併しながら氏をして消極政策を採る内閣の下に在らしめても恐らくは氏は夫れ相應に何等かを畫策されたに違いない、今は緊縮時代であると云つて袖手傍觀する人では無かつた、何時でも何事かを爲さねば己まない性格の所有者である。

九

大正七年の頃米人サミュエル・ヒル氏來朝し、歐洲大戦の實績よりして道路改良の急務なることを告げ、濫澤子爵に幻燈機を寄贈したのに胚胎して、道路改良會創立の議起り、之に付協力を求めらるゝや氏は道路法制定の激務に在る折にも拘はらず快諾し、大正八年三月發起會を開くに至るまで東奔西走遂に之を成立せしむるまでに漕ぎつけ、其の會の成るや選ばれて常務理事の任に就き會務執行の任に

當り、當時帝都の大問題と爲つた路面改良計畫の樹立に付いては、退廳後開かるべき理事會に出席して例の議論を闘はされたのであつた、漸く本會が其の成案を得當局又之を採用するや、其の實現に力の土木局長としては道路公債法の計畫と相俟て此事業の速成に努力し、私人としては本會の常務理事として盡された、今日の東京市道路が兎角の批難あるにせよ、日一日と改良の機運に至つたのは、氏が公私兩方面に亘つて活動された效果に負ふ所頗る多大である。

本會が全國道路改良の急務を宣傳するが爲に自動車を東海道に驅つたのも氏の考案に係るのである、現在に於てこそ此種の宣傳方法は餘り珍らしくは無いが、大正八年の頃に於てはまた東海道沿線に自動車の影を觀ない所もあつた位で、此行が世上多大の歡迎を受け地方民をして東海道改良の必要を感知せしむるに多大の效果のあつたことは茲に言ふまでも無い、氏は當時一行と共に箱根まで旅されたが公務の爲己むなく歸京された、併しながら此一行が成效するや否やは發案者である氏の責任と考へられたものか、愈

に靜岡より一行に加はり終點神戸にまで同乗されたが、神戸市民歡呼の裡に相生橋に到着したときの氏の喜びは今も尙眼前に彷彿たるものがある、同地に於ける官民有志の歡迎會に列席して相共に痛飲したのであつたが、斗酒尙辭せざるの元氣なので同席した比田孝一(事)佐上信一(理)牧彦七(事)の諸氏等は遂に旅館に引き揚げたが氏は容易に尻を揚げられない、僕も亦氏を置き去りにして旅館に歸つたが祝意抑へ難く獨りで杯を傾けつゝあると、漸く歸館され僕の痛飲を見て亦相共に香の物を肴に飲むこと數十本、遂に寢に在つた比田佐上牧の三氏を叩き起し或は献じ或は酌し教育論より政治論に亘つて平素思ふ所を述べて論議したが、其の聲は諏訪山下の靜寂を破つて人をして喧嘩に非ざるかを疑はしめたと云ふことを聞いた、氏が酒を好まれたことは有名であるが、淺酌低唱するが如き女性的の酒ではなく飲めは即ち高聲論議して痛快の言を飛ばさるゝのが常であつて實に快男子であつた。會て衆議院議員の選舉視察の爲關西に出張され、僕が隨行したことがある、有吉忠一氏の

知事たる兵庫に到つて自動車宣傳旅行の舎邸に、有吉氏を中心として堀田氏と痛飲し、例の高聲論議に時の移るのを知らなかつた、特急神戸着の電話に接して倉皇廣島に赴いたのであつたが、車中亦酒を呼んで須摩舞子の名月を賞した迄はよかつたが就寢後、思ひ出したのは某秘密書類を置き忘れたことであつた、此時こそは僕も禁酒の斷行を期し氏に其の罪を謝せむものと寢臺に氏を起して事の由を物語れば大膽な氏も一時は當惑された態であつたが、今更如何ともすることが出来ない、隨行の一失策かマー廣島に着いて善後措置を附けやうではないかと、案外寛大な言葉に恐縮したのである、待つこと半日にして漸く其の書類を手にする事が出来秘密の保たれたことが證明されて漸く蘇生の想ひがした、縣廳に知事を訪問し其の用務を終り旅館に引き揚げて書類無事到着の祝賀會を開こうでは無いかとの話が出た、前夜の失敗に懲りた僕は固く辭したが、酒は飲むべく飲まれざることを肝要とするのである、君も亦此心懸けて飲めとの話、亦相對座して飲むこと前夜の夫れ以上で

あつた、遂に敗を取つて寢室に歸れば既に東天白を告げて居る、後日氏に聞けば同一の秘密書類を忘失したことで懲戒免官と爲つた知事もあるとのこと、夫れを知つても餘り僕を責められなかつた氏の部下愛護の念に厚かつたのは今も尙感謝の意を表し、何れが隨行であつたか主客顛倒の感あつた出張を想起して恐縮の意を表せずには居られない、

一〇

土木局長の末期であつた大正十年に、郷里福島縣に於ける衆議院議員補缺選舉に出馬して呉れと、地方有志の切なる希望であつたが、氏は土木局長の職に在つて政治界に手を出すことは欲しないと云つて郷里有志の再三の希望を排せられた、地方有志は遂に時の内相床次竹二郎氏を説いて堀田氏の立候補を依頼したのである、床次氏は地方有志に告げて堀田氏を立候補たらしむる以上は、永久に氏を代議士たらしむる決心あらざれば堀田氏に立候補を勧告することは出来ない、地方有志にして其の確心を有するならば或は氏に勧めてもよからうとの返事に、地方有志も將來に就い

て考へたか否かは知らないが、兎も角床次氏に依頼して氏の口より立候補を勧められたのであつたが、氏は依然として之に應じなかつた、夫れと言ふのは地方有志の熱烈の情と將來を考へられたからであらう、遂に問題は時の原總理の手許にまで持ち出されたのであつたが、遂に原總理の勸告に依つて立候補せざるを得ざるに至つたのである。

固より政治に興味を有する氏がいつまでも事務官として其の任に甘んずることの出来ないのは自他共に是認した所であるが、唯立候補の時機如何が問題なのであつた、憲政六分政友四分の選舉區に於て政友會内閣の下に官吏たる氏が立候補するには餘り難事のやうに考へられない、併しながら、同縣の憲政會は盤州翁の統制する所であつて候補者の善惡を證議するまでも無く、盤州なる大立物に風靡され盤州化して居るのであるから、普通事を以て之を葬り去ることとは至難事である、氏は之を洞察されて居られたから拒絶されたのである、原首相の勸告ある位ならばと言ふ一縷の望の下に已むなく候補を表明し、政敵栗山博君と覇を争ふ

たのであつたが、不幸六千票の内三百票の差を以て敗れたのである、敗因何れにあるかは多く言ふを避けるのであるが、氏の爲に世の批評の誤を明白ならしむることを要するのは、選舉最中に於て首相原敬氏が東京驛頭に暗殺されたことを敗因と觀る説である、固より原首相の勸告に依つて立候補されたのであるが、之あるが爲に選舉に政府の干渉があつた譯でなく、寧ろ氏の爲には不利益の事態を惹起したことが屢々あつた位で其の説は誤である、要するに敗因は選舉場裡に不慣れの一點に在つたと評すべきである、出馬のとき上野驛に氏の成效を祈つた僕は、敗戦の悲報を氏と相對座して聞いたとき、座に在るもの何れも皆泣いたのであつたが僕は泣かなかつた、唯だ選舉權者の無自覺を笑つて其の政見の低級なるを憐んだのである、後日氏は僕の此態度を賞揚されたとか聞く、蓋し結果の到來を觀て泣くが如きは快男子堀田氏の欲する所では無い。

一

不幸逐鹿場裡に敗戦したが、十一年加藤友三郎内閣成り

水野鍊太郎氏内相たるや出て、警視總監と爲り、帝都の警察權を統轄さるゝことゝ爲つたが、其の任に就くに當つて競争者があつたに拘はらず氏の部下であつた河川課長今の和歌山縣知事長谷川久一氏を土木局長に推して譲らなかつた如きは、氏が部下を愛護する念の一端と見るべきである。警視總監在任中は警察の民衆化に力められたが、在任纏に五ヶ月大に爲すあらむとするとき、其の十一月内務次官に任ぜられ世は擧げて氏の前途を祝福したのである、不幸二豎の冒す所と爲り大正十二年六月内務次官を辭し靜養是れ努められたが、名醫の藥石も其の効を奏せずして大正十五年二月三日午前十一時を最後とし、將來大に爲すあるの手腕を擁して他界されたのである。

一一一

想へば氏の一世は甚だ多事であつた、公私兩方面に亘る氏の奮闘をして遲疑なからしめたのは、タマ子未亡人内助の效に負ふ所頗る大である、氏は交際上の宴會に於ていくら痛飲しても家庭に入らば又一杯を傾けて團樂を期するの

であると言はれたが、實に家庭は和氣霽々たるものがあつた、之れあるが爲に福島縣下の麒麟兒と謳はれ、官に就ては人の羨望する内務次官と爲り同縣下に於ける官界の唯一者と爲られた、唯恨むらくは政治界に於ける重鎮磐州河野廣中を凌駕することの出来なかつたのは返す々々も遺憾であるが、借すに時日を以てしたならば必ずや盤州の右に出たであらう。

危篤を傳へられたとき自動車を驅つて馳せつけてみれば既に靈魂去つて在らず、會務の近況を聞き度いと所望も遂に空しく之を述ぶるの遑あらしめずして他界さるゝ、浮生夢の如く轉た人生の無常を嘆するのである、棺側に侍る六日、往時を追懐して愁嘆に暮るゝとき、老先輩保太郎寺田君と忠彦岡田君とが、堀田氏の夫れの如くに高聲論議して居る、何事ならむと覗き觀れば明日に迫る墓誌を書いて居るのである。曰く

正四位勳三等堀田寅明治九年一月二十八日福島縣安積郡河内村ニ生ル父喜左衛門母ハツ子三十七年東京帝國大學

卒業官ニ仕へ内務省土木局長警視總監内務次官ニ至ル大
正十五年二月三日病ヲ以テ東京下高輪ノ居ニ率ス越七日
鶴見總持寺ノ營域ニ葬ル配ハ岡野欣之助女タママ子四男二
女アリ光祀ヲ奉ス

大正十五年二月七日

嫡子 光謹誌

議院雜誌

△院内より院外へ▽

××新聞記者 覆面生

議院内に於て種々の問題が恰も百面相の様に種々の形態
に變つて捲き起される。その或る物は一號活字になつて堂
々と院外に發表機關を以て傳はるが或る物は傳はらないで
只だ院内にて口移しの儘或る期間中は一つの存在を示して
ゐるが何時の間にか雲霧の如く消滅して了ふのが常であ

氏は此墓誌を抱き先豎床次竹二郎水野鍊太郎兩氏其他
の知友に送られて黄土に旅立ち、總持寺のほとり一墳墓の
主と爲られたことこそ、呼べども還らぬ恨である、しかし
在世中の偉績は帝國の全土に遺されて氏逝くとも朽ちるこ
と無かるべし。今筆を擱く夫れ芳魂何れぞや。

る、その或る物といふのは政局の展開に伴ふて縦から横か
ら綻び出した斷片的世想である、一つの院内挿話である、
此の端的なる小話から時々意想外なる時局を産み出すとき
もあり波亂を極むる時もある此の意味合に於て私が毎日足
を摺古木の様に疲らかして院内を駆けづり廻つて穢ない空